

# 情報・コミュニケーション法制定へ

聴覚障害者制度改革推進中央本部

# 情報・コミュニケーション法はなぜ必要か

- 情報へのアクセスやコミュニケーションを保障する法律、制度が不十分です。
- 障害者権利条約の内容の実現が必要です。
- 情報・コミュニケーションの保障は、障害者の社会参加を拡大し、障害のない人々にとっても有意義であり、真の共生社会になります。
- 改正障害者基本法の基本原則等の具体的な施策が必要です。
- 改正障害者基本法採択のときの附帯決議を実現する必要があります。

# 情報・コミュニケーション法をつくろう

- 聴覚障害者・盲ろう者をはじめ、情報とコミュニケーションにバリアを抱えるすべての障害者のための法律
- コミュニケーション支援の人材確保と雇用のための法律
- あらゆる分野での情報アクセス保障を義務づける法律
- 差別を受けた場合の損害賠償請求権を規定する法律
- これとは別に、全日本ろうあ連盟は手話言語法(仮称)制定推進事業を進めています。

## 目的について

憲法、障害者権利条約、改正障害者基本法、障害者総合福祉法(仮称)骨格提言における、言語、コミュニケーション(意思疎通)、情報に係わる条文等に基づき、

全ての障害者が、等しく、言語を含むコミュニケーションと情報の権利を保障されるものであるとの理念に立脚したものであること。

※例えば・・・

この法律は、障害者が、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択、及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が保障される社会を実現するため、情報・コミュニケーションの支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

# 定義について

- 障害者権利条約では「コミュニケーション(意思疎通)」「言語」等の定義を定めている。「コミュニケーション」の選択の幅広さを知ってもらう必要がある。
- 「情報」についての定義が課題。

「意思疎通」とは、「コミュニケーション[意思伝達・通信]」とは、筆記[文字言語]、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替[補助代替]コミュニケーションの形態、手段及び様式(アクセシブルな情報通信技術[情報通信機器]を含む。)とともに、言語、文字表示[文字表記]、点字、触覚による意思伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等をいう。(JDF 川島・長瀬仮訳)

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう

# 基本理念について

※障害者総合福祉法(仮称)骨格提言に記載された文章をもとに…

「障害者は、自ら選択する言語(手話など非音声言語を含む)及びコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営む権利を有し、そのための情報・コミュニケーション支援を受ける権利が費用の負担なしに保障される」

これに加えて、情報・コミュニケーションに関する差別について、下記のことを付けたい。

「正当な理由なく情報の提供、及びコミュニケーションが保障されないことは、差別に該当し、民法上の損害賠償請求権が発生すること。」

# 責務について

- 国は情報・コミュニケーションの施策・予算に責任を持つ。
- 都道府県は人材養成と確保、都道府県全域でのコミュニケーション支援、情報アクセスに関する指導等に責任を持つ。
- 市町村はコミュニケーション支援を行う責任を持つ。
- 事業者は、情報アクセス保障の義務を負う。
- 国民は地域社会において情報・コミュニケーションにより障害者を疎外しないよう努める義務を負う

## 基本施策について 情報アクセス保障に関して

※改正障害者基本法と同様に基本施策の各分野において、具体的な保障を規定・義務づけを。

- 放送 字幕／手話／音声解説・・・
- 通信 電話／ファクス／メール／インターネット・・・
- 交通 文字表示／ファクス／インターネット・・・
- 建物利用 文字表示／手話／筆談／TV字幕／呼出ランプ・・・
- 災害防災 緊急連絡システム・・・
- 映像文化 DVD／ブルーレイ等の字幕・・・
- 活字文化 点字／朗読／ディジー図書・・・
- 地域社会 行政広報や町内会等の連絡方法について・・・
- 医療及び保健、介護、教育、療育、労働、住居、相談、文化及びスポーツ、消費者保護、の政治参加、司法

# 基本施策について コミュニケーション保障に関して①

## 人材の養成と資格認定

※下記のコミュニケーション支援者についての養成と資格認定、専門職としての雇用についての規定

手話通訳士・者

要約筆記者

通訳・介助員

朗読者 代読者 点訳者

知的障害者への解説等の支援員

## 基本施策について コミュニケーション保障に関して② 派遣・設置に関すること

- 総合福祉法(仮称)の骨格提言における「行政や事業者が対応すべき必要な基準」についての検討
- 合理的配慮の義務に基づく各機関、企業等の派遣に関する規定、企業等に対する助成制度の措置の規定
- 市町村の派遣の規定
- 都道府県の派遣の規定
- 派遣・設置を担う事業者の基準の規定
- 難病等のコミュニケーション方法開発、必要な機器の開発促進、普及への助成措置等の規定

# その他

- 障害者基本計画の策定において、情報・コミュニケーション施策についてもきちんと計画を策定し実行すること
- 情報へのアクセス、コミュニケーションが保障されない場合の救済機関の設置と運用について規定する。
  - 差別禁止法制定への準備を見守りつつ。

## 9. 27全国集会から新しいスタート

- 法案策定を作業部会を設けて煮詰めていく。来年3月に法案を公表したい。
- 私たちが集めた116万筆を超える署名を誇りを持って国に提出し、国会議員の全員にアピール。私たちの運動が確実に社会を変えてきた。
- 新しい法律、情報・コミュニケーション法(仮称)をみんなで創ることを宣言する集会。
- 新しいスタート。地域で、中央で、聴覚障害者・盲ろう者の声を発信続けよう。受け止めてくれる人々を増やそう。